

## 産業建設分科会会議録

日時 令和4年3月15日（火曜日）

午前10時9分開会 午後1時44分閉会

場所 第1委員会室

日程

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議・説明事項

(1) 議案第13号 令和4年度土浦市一般会計予算

(2) 議案第27号 令和3年度土浦市一般会計補正予算（第16回）

4 閉会

出席委員（8名）

委員長 平石 勝司

副委員長 柏村 忠志

委員 内田 卓男

委員 寺内 充

委員 矢口 清

委員 柳澤 明

委員 小坂 博

委員 勝田 達也

説明のため出席した者（15名）

副市長 栗原 正夫 産業経済部長 佐藤 亨

都市政策部長 船沢 一郎 建設部長 岡田 美徳

商工観光課長 羽成 健之 農林水産課長 黒須 清一

都市計画課長 飯泉 貴史 都市整備課長 平井 康裕

建築指導課長 櫻井 良哉 道路管理課長 浅岡 武徳

道路建設課長 草間 正志 住宅営繕課長 大貫三千夫

下水道課長 滝田 昌暁 水道課長 和田 利昭

農業委員会事務局長 羽成 信明

傍聴者 0名

---

事務局職員出席者 松本 裕司

---

○平石委員長 では、協議事項にまいります。議案第13号令和4年度土浦市一般会計予算審査を行います。執行部から順次、説明願います。

○羽成農業委員会事務局長 農業委員会事務局です。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費について御説明いたします。職員の給与、手当等の増により、前年度、当初予算に対し667万7,000円の増額であります。1節報酬は、農業委員12名と農地利用最適化推進委員10名及び非常勤職員1名の報酬です。2節給料から4節共済費につきましては、職員7名分の人件費です。12節委託料は、現在、農水省の農地情報公開システムは茨城計算センターでお願いしておりましたが、新年度から農業委員会サポートシステムに変更となるため、茨城計算センターの所有している情報を移行する費用となります。13節使用料及び賃借料のシステム使用料は、タブレットのシステム使用料です。18節負担金補助及び交付金は、5団体に対する負担金です。以上が農業委員会費でございます。よろしく願います。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。2目の農業総務費でございます。2節の給料から4節の共済費までは職員人件費として農林水産課、農業公社等の職員の計20名分でございます。27節繰出金でございますが、こちらは農業集落排水事業特別会計の繰出金となります。次に3目の農業振興費でございます。こちらについては、農業経営の安定を図るため、野菜、花き、果樹などの振興対策のほか、ブランドアッププロジェクト推進事業、人・農地プランの策定や、農作物有害鳥獣被害対策など、地域の農業の振興を図るものです。1節から11節までございますが、会計年度任用職員の報酬や猟友会の報償費、それから土浦ブランド関係、それから県外でのイベント参加の旅費それからPR品の購入及び販売会に必要な衛生手数料等でございます。12節の委託料のうち、一番下のブランド認定品PR動画制作委託料は、土浦ブランド第4期新規認定に合わせて作成しますPR動画制作委託料です。18節は、負担金補助及び交付金で、こちらについては負担金は、例年の県や市町村の広域的なレンコンや茨城の特産品の振興や新規の農業者支援等に取り組みます協議会に対する農業振興関係事業の負担金でございます。つづきまして、補助金は、例年のとおりで農業用廃プラスチック処

理事業の補助金は、農業用のハウス等のプラスチックを適正に管理し回収処理を行う本市に事務局のある土浦市農業用廃プラスチック適正推進協議会の運営に対する経費の補助、二つ目の農作物有害鳥獣被害対策補助金については、農作物被害防止のために、農協が主体となってイノシシ、カラス、ムクドリ等の捕獲活動を行うことへの助成です。新規狩猟免許取得補助金は、イノシシ侵入防止策設置などに対する1件当たり9万円を上限に補助するもので、補助金の半分は県からの補助金を充てることになっております。農業次世代人材投資資金及び新規就農者育成総合対策補助金は、新規就農者に対する就農支援でございます。経営継承・発展党支援事業補助金は、家族農業経営を始めとする担い手の経営を継承し、発展させる取組を支援するものでございます。機構集積協力金は、茨城県農地中間管理機構への農地貸者に対する支援金で、県から市を経由して貸付者に対し交付されるもので、リーディングプレイヤー事業農地貸付協力金は、所得向上を目指す農業経営体等への農地集積に意欲的な重点支援地区において、企業等へ農地を貸し付けた地権者に対し交付するものです。水田農業構造改革対策費は、米の生産調整に対する転作作物の生産奨励のための事業となります。18節負担金補助及び交付金でございます。産地づくり対策支援事業補助金は、米の生産調整のために転作作物の定着化を図るもので、生産調整を達成した個人に対しては、10アール当たり1万円、集落に対しては、10アール当たり1,000円を助成し、生産調整奨励を行い、推進を図っているものです。次の経営所得安定対策推進事業補助金は、転作、米、畑などの所得補償制度の事務手続を行う土浦市農業再生協議会への国からの事務費補助で、市を経由して交付するものです。5目農業近代化対策費は、農業の近代化を図るため、農業者の施設整備や農業機械の導入などの資金借入に対する利子補給と、貸付金は、農協を通して行う優良種苗導入のための花き農家への資金貸付事業となります。6目畜産業費は、家畜の伝染病の防疫対策や乳牛の改良、放牧育成事業などがございます。一番下の豚熱、豚コレラでございますが、これらのワクチンに対する一部補助でございます。8目の農地費は、営農効率を高め、農業経営の安定を図るために、農道や水路を整備するための経費と土地改良事業等を推進するための負担金等の計上であります。12節委託料は、農林水産課で管理するため池、排水路等の草刈り清掃や排水機場関係の管理運営委託及び新年度実施予定のかんがい排水、農道整備の実施設計、測量委託等でございます。13節使用料及び賃借料に関しましては、上坂田地内にある老朽化した樋門撤去工事に必要な仮置き場等を借りるための借地料であり

ます。14節工事請負費は、かんがい排水及び農道整備工事費は、農道整備4地区、排水路整備3地区の工事となっており、そのほか鶴沼公園の老朽化した木柵の交換工事及び上坂田地内にある老朽化した樋門撤去工事でございます。18節負担金補助及び交付金は、土地改良事業を円滑に推進できるよう各土地改良区の負担料、国、県の事業に対する負担金の計上でございます。つづきまして補助金でございますが揚水機場運営補助金、土地改良事業補助金は、土地改良区のパイプラインや井戸などの更新事業に対する補助金でございます。交付金の多面的機能交付金は、排水路の泥上げ、草刈りなどの石や労働排水路の整備などの長寿命化に係る地域農業者の団体に対し農地面積に応じた交付金を支払う制度でございます。9組織に対する交付金で、国が2分の1、県が4分の1を負担するというところで市の実質的な負担は4分の1となっているところでございます。22節償還金利子及び割引料につきましては、ただ今交付金で説明しました多面的機能交付金の未執行の場合の返還金で、毎年交付される交付金のうち、3割までは繰越しが認められていますが3割を超える部分の交付金については返還していただく制度となっております。活動組織から返還してもらったうち、市の負担金4分の1を除いた国、県負担分を市を経由して返還する償還金額でございます。つづきまして、2項林業費1目の林業振興費でございます。12節委託料の森林整備委託料は、森林環境譲与税を活用した事業で、昨年度策定した整備方針に基づき、土石流などの災害の危険があり、鳥獣害の発生が多い北部の森林の伐採や下草刈りなどの整備を行うものです。18節負担金補助及び交付金の負担金については、林業関係3団体への年間負担金でございます。24節の積立金については国から配分される森林湖沼環境税は、単年度では還元額が限られることから贈与税を森林環境譲与税基金に積立てを行いまして基金の一定がまとまった段階で計画的な森林整備の実施などを行うもので今後財源を活用して、事業としては森林整備、それから県産材の木材利用の啓発などをしてまいります。3項の水産業費、1目の水産業振興費は、水産振興のための水産資源の増大と水産物の消費拡大事業などを行っております。18節負担金補助及び交付金については水産関係2団体及びワカサギの稚魚放流事業に対する負担金でございます。農林水産課は、以上でございます。

○羽成商工観光課長 つづきまして、6款商工費について説明いたします。予算書の147ページをお願いします。1目商工総務費は、商工観光課職員のほか、観光協会・産業文化事業団への派遣職員分の人件費です。2目商工業振興費は、主に、中小企業商工業者の支援にかかる経費となっております。

前年度予算と比較し、1億2,917万7,000円の増額となっていますが、主な理由は、企業誘致の事業に係る経費の増額であり、企業誘致奨励金の対象となる企業の増、事業内容を拡大します企業立地促進補助金の増によるものです。12節委託料は、土浦商工会議所に依頼しています中小企業振興資金の融資あっ旋事務、そして勤労者総合福祉センターワークヒルの指定管理料です。18節負担金補助及び交付金は、予算書147ページから148ページにかけてとなっています。4団体に対する負担金のほか、補助金では自治金融の保証料・利子の補給金、商工会議所等への補助金などに加え、企業誘致のための補助企業誘致奨励金や、企業立地促進補助金などです。20節貸付金は、自治金融利用者に対する小口資金供給の円滑化を図るため、取扱い金融機関に預け入れる預託金です。3目商業近代化促進事業費は、中心市街地活性化の推進を図るための経費となっています。12節委託料は、まちなか交流ステーションホットワンの運営などに係る経費です。18節負担金補助及び交付金はカレーフェスティバル開催に係る食のまちづくり事業、そして、空き店舗への新規開業者に対する中心市街地開業支援事業の補助金です。4目勤労青少年ホーム運営費予算書は、148ページから149ページにかけてです。勤労青少年ホームの人件費及び管理運営に係る委託業務などの定例的な経費となっています。5目観光費は、観光PRや各種イベント、観光施設の整備、運営をはじめとした観光事業全般に関する経費です。前年度予算と比較しまして、7,014万3,000円の増額となっていますが、主な理由としましては、小町の館など観光施設の維持管理に係る工事やキャッシュレス決済機導入経費などの増額、また産業文化事業団本部運営補助金におきまして、職員の定年退職に伴う退職手当分の人件費増、そして、サイクリングイベントの予算付替えや地方創生臨時交付金を活用したレンタサイクル利用推進事業の実施によるものです。12節委託料は、予算書149ページから150ページにかけ記載の業務となります。まちかど蔵、国民宿舎水郷、小町の館などの指定管理料のほか、サイクルツーリズム推進事業などに係る委託です。14節工事請負費は、大雨の影響により崩壊した小町の館体験館脇の水路改修などに係る工事費用です。17節備品購入費は、接客時の接触機会を減らし、コロナの感染リスクを低減させるため、まちかど蔵大徳など3か所へ導入しますキャッシュレス決済用の端末機の費用となっています。18節負担金補助及び交付金は、150ページから151ページにかけてとなります。負担金は、説明欄記載の団体に対する負担金7件ですが、補助金では、観光協会や事業団の事務や事業に対する補助金のほか、

桜まつり，キララまつりをはじめとした各種イベント開催に係る補助となっています。サイクルツーリズム補助金につきましては，週末に川口で行われましたサイクリングイベントを次年度こちらで実施することとなるものです。レンタサイクル利用促進事業補助金につきましては，ウィズコロナ下での社会経済活動再開に向け，サイクリングを軸とした観光推進を図るため，臨時交付金を活用し実施を予定するものです。制度設計の詳細はこれからですが，観光協会を事業主体とし，市内のレンタサイクル事業者とともに1,000円で3,000円分のクーポンを提供できるような利用促進キャンペーンを実施しまして，市外からのサイクリング客を増やすとともに，市民にどんどんサイクリングを楽しんでいただくような動機付けにもしてまいりたいと考えています。6目花火大会費は，第91回土浦全国花火競技大会の運営などに関する事業費でして，補助金の計上となっています。次年度は，雑踏警備や花火打上げに関する安全対策などの経費が増額となっています。昨年，一昨年と大会が中止となっていますことから，次回の大会開催に向け，各種安全対策や感染防止対策など大会開催準備をしっかりと進めてまいります。説明は，以上でございます。

○平石委員長　ここまでで御質問は，ございますか。

○柏村副委員長　142ページの霞ヶ浦農業用水推進協議会負担金とは，どのようなものでしょうか。

○佐藤産業経済部長　例年，本市と霞ヶ浦農業用水を用いた推進協議会というものがございまして，土浦市割合分の負担金ということでございます。

○勝田委員　イベントの補助金で，カレーフェスはここに入りますか。

○羽成商工観光課長　カレーフェスにつきましては，食のまちづくり推進補助金に入っております。

○内田委員　副市長にお願いしたいのですが，前に柳澤委員がかなり厳しく言ったもので，私も同感だったものです。水郷公園の水場を建築するに当たり，いくつかの変更がありました。それは，よいのですが，お風呂を含めて，あそこをどうするのが見えない。そういう中でこのようなものを作っているのかというのが私や柳澤委員の趣旨だったかと思います。その時に霞浦の湯のあり方も含めて，公園自体の方向性というのかな。これは，私はあえてコロナバブルと申し上げているのだけれども，地方創生臨時交付金というバブルのなせるわざが，あの水場だと思っているのです。ああいうお金の使い方ができる余裕は，土浦市には，なかったはずですが，水場ということは，キャンプなりを想定していると思うのですが，あの場所でキャンプをやらせる

準備は、今のところないですよ。設備だけ作って、どうするのか。これは国民宿舎水郷の問題でもありますので、観光行政ですから、これは縦割り行政だと思います。私は、土浦市の行政を見てきて、いびつなところ。これをきっちり、部長なり政策関係のところと調整がいびつな形になっているのが現状だと思うのですよ。残念ですが、副市長は御卒業されるようですから、この辺のことについて、置き土産できちんとしてもらえないかと私は思いました、質問させていただきましたが、いかがでしょうか。

○栗原副市長 おっしゃることは、よく分かります。まずは縦割りにならないように連携ができるように図っていきたいと思います。公園の利用も含めて、屋内だけでなく、アウトドアのニーズはますます広がっていくものと思われまますので、連携ができるように図っていきたいと思います。

○内田委員 これは、基本的には各部長、課長さんには責任はないと思います。一生懸命やった結果ですから。ただ、大事なことは、バブルであれなんであれ、税金なんだよね。今後、どう使うんだいという答えを、年度明けからの委員会の時に、こうしますという答えがほしいな。そういう答えを、副市長、優れたスキルで置いていってもらいたいです。水郷では自転車を借りられないんですよ、それで土浦市ではサイクルを前提に水場を作ってしまった。そういう総合的なところを、きちっとやっていただきたい。要望です。

○柳澤委員 私は以前からキャンプ場を作ったらいいだろうという話をしてきました。それと同時に、霞浦の湯をどうするのか。これも何年もしてきている。あれほど金食い虫はなくて、市民サービスの不公平だろうと思っています。キャンプ場にする、しないの方向性がないから、内田委員の発言があるわけで、もうそろそろ国民宿舎の跡地の道筋も示すべきです。新年度の早いうちに、はっきりと利用方法を定めるべきなんだよね。それと同時に風呂をどうするかの話もいろいろあるんだろうけれども、横断的に、行政としてあの跡地をどうするというのが先決であって、ついでに言うと、私は、孫を連れて水郷公園や乙戸沼公園に行ったりします。水郷公園には、けっこうテントが張ってあって、天気がいいと六、七貼ってあったりするんですよ。乙戸沼公園でも、冬でもテントがあった。今はそういう時代背景なので、一歩、二歩と進めていけば、将来的に芝生にも自由にテントをとという話になってくると思うんです。レンタサイクルの話もありました。そういったことを総合的に検討してもらいたい。まず、青図を挙げてください。それに対して皆で協議していくということで。いろんなセクションがあるので横断的に詰

めてもらいたい。のんびりした話ではなくて、新年度早々にお願いしたいというふうに思います。

○平石委員長 では、御検討をよろしく申し上げます。次の説明をお願いします。

○大貫住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。つづきまして、7款土木費についてご説明いたします。153ページをお願いいたします。1項土木管理費、1目土木総務費でございます。2節給料から4節共済費につきましては、営繕係及び道路管理課地籍業務係職員の人件費となります。12節委託料は、工事設計の際に使用するデジタル複合機プリンタの保守管理委託料でございます。13節使用料及び賃借料でございますが、説明欄記載の権利使用料として、公共工事の設計の際に使用する営繕単価のデータ使用料と12節委託料で説明いたしましたデジタル複合機1台分の借上料でございます。説明は、以上です。

○浅岡道路管理課長 道路管理課でございます。御説明いたします。7款土木費、1項土木管理費の2目地籍調査費でございます。地籍調査は、調査区域の一筆ごとの土地につきまして、境界の位置や面積について、測量などの調査を行う事業でございます。その成果品につきましては、国や県の認証を得た後、法務局に備え付けられることとなります。主な節について、御説明いたします。1節の報酬は、地籍調査における現地調査協力委員及び非常勤職員の報酬でございます。12節委託料の説明欄、上から2項目目の地籍測量委託料は、現在、調査を継続しております右叡地区の現地調査において1筆ごとの地籍測量などを実施する測量経費でございます。1ページおめくりいただき、154ページをお願いいたします。2項道路橋梁費の1目道路橋梁総務費でございます。道路橋梁総務費は、道路や橋梁の管理に係る一般経費及び未整備道路における後退用地の取得費用や登記料並びに道路整備に関連します各協議会への負担金などでございます。主な節について、御説明いたします。12節委託料の説明欄の上から2項目目、道路台帳加除補正委託料は、前年度、市が施工した道路改良工事等に伴い道路幅員や道路形状に変更があったものや、民間の開発行為などによって整備された道路を市へ帰属した際に、その道路情報を台帳に反映するため、図面やデータの追加、修正等を行うための経費でございます。18節負担金補助及び交付金の説明欄、下から2項目目、急傾斜地崩壊対策事業負担金は、茨城県が事業主体となり、令和2年度より工事を進めております東真鍋町地区の土浦第二中学校南側斜面における来年度分の補強工事の負担金等でございます。1目の道路橋梁



総務費につきましては、以上でございます。つづきまして、2目道路維持費でございます。こちらは、市道の清掃、舗装修繕、橋梁の耐震補強及び長寿命化修繕といった、維持管理に係る経費でございます。主な節について、御説明いたします。12節委託料は、説明欄にありますとおり、道路の草刈や側溝の清掃、街路樹せん定などの委託を実施するものでございます。道路清掃委託料は、市が管理する幹線道路などの路面清掃を実施するものでございます。つづきまして、説明欄の上から7項目目、橋梁の定期点検委託料は、道路法施行規則の一部改正により、5年に一度の頻度で行うことが義務付けされたことに伴い、年次計画により進めていくものでございます。また、説明欄の下の耐震・長寿命化詳細設計委託料は、地震による橋の落下を防止するとともに、劣化箇所の補修など、予防修繕によって長寿命化を図るための設計委託でございます。橋梁架替工事委託料は、小松ヶ丘町から富士崎二丁目地内に架かる常磐線3号橋、通称2番橋の架け替え工事につきまして、今年度から令和7年度までの5か年をかけましてJRへの委託工事として進めていくものでございます。つづきまして、14節工事請負費は、説明欄にありますとおり、道路の舗装や排水施設などの補修を行う一般補修工事や、一部、国の交付金も活用し、舗装の劣化した一定区間を舗装し直す舗装打換工事を実施するものでございます。また、橋梁につきましては、耐震補強と長寿命化修繕工事について、国の交付金を活用し、計画的に進めていくものでございます。道路管理課は、以上でございます。

○**草間道路建設課長** 道路建設課でございます。御説明いたします。3目道路新設改良費でございます。道路新設改良費は、生活道路の拡幅整備に必要な測量や設計委託、道路改良工事、道路用地の取得、物件補償等の費用でございます。主な節について、御説明いたします。157ページをお願いいたします。12節委託料は、道路拡幅用地の買収に必要となります境界確認などの測量調査や、用地測量及び道路の設計業務を委託するものでございます。14節工事請負費は、生活道路の新設改良工事及び交通安全施設工事を実施するものでございます。16節公有財産購入費は、拡幅改良工事に伴う用地取得費でございます。21節補償補填及び賠償金は、拡幅改良工事に伴う支障物件の補償金でございます。補償金は、拡幅用地に存在する立木やブロック塀等の工作物補償のほか、拡幅に支障となる電柱や、水道、ガス管といった地下埋設物の移設に要する費用でございます。2項道路橋梁費につきましては、以上でございます。つづきまして、3項河川費の1目河川総務費でございます。河川総務費は、茨城県から管理委託を受けております備前川と新

川の河口付近にそれぞれ設置されている，排水機場の管理経費並びに河川整備や治水に関連します各協会や同盟会などへの負担金でございます。主な節について，御説明いたします。12節委託料の説明欄を御覧願います。上から2項目目ポンプ保守点検委託料は，それぞれの排水機場内に設置されておりますポンプ施設の点検費用でございます。ポンプ場緊急時運転管理委託料は，大雨等により河川が増水した場合のポンプ稼働のための運転経費でございます。つづきまして，14節工事請負費は，イオン北側でございます旧備前川の河川敷地内におきまして，法敷を補修するものでございます。道路建設課からの説明は，以上でございます。

○滝田下水道課長 下水道課でございます。2目排水路維持費は，都市下水路や雨水調整池の清掃及び修繕などの維持管理経費のほか，排水施設の老朽化などに伴い，更新工事を行うものでございます。つづきまして，159ページをお願いします。3目排水路整備事業費は，都市下水路や小規模排水路の整備工事に要する経費でございます。主な事業内容でございますが，14節の工事請負費は，防衛省の補助金を活用いたしました，西根・竹の入都市下水路の整備を継続するものでございます。下水道課は，以上でございます。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。つづきまして，4項都市計画費，1目都市計画総務費につきまして，主な歳出の説明をさせていただきます。1節報酬につきましては，都市計画審議会や景観審議会委員への報償等となっております。7節報償費につきましては，まちづくりファンド運営委員会やバリアフリー推進協議会委員への報償費等となっております。10節需用費のうち印刷製本費につきましては，都市計画図の印刷費用となっております。12節委託料でございますが，バス路線運行方策検討調査委託料につきましては，コミュニティ交通の導入拡大に向け，検討を進めるものでございます。都市計画マスタープラン策定（見直し）委託料及び立地適正化計画策定（見直し）委託料につきましては，法律の改正や社会経済情勢の変化等に対応するため，計画の見直しを行うものでございます。つづきまして，スマートインタチェンジ設置検討調査委託料につきましては，予備設計等に要する費用となっております。歴史的風致維持向上計画策定委託料につきましては，本市の貴重な資源である歴史的風致の維持・向上を図るための指針となる計画の策定を行うものでございます。14節工事請負費につきましては，本市の自転車ネットワーク計画に基づき，路面への矢羽根の整備等を行うものでございます。18節負担金補助及び交付金のうち，負担金についてでございますが，161ページの下から2行目にございます地域

公共交通活性化協議会負担金につきましては、現在運行しております中村南・西根南地区のほか、新たな路線として検討しております右叡地区におけるつちまるバス2路線分の運行費用等となっております。同じく負担金のうち、つちうらM a a S推進協議会負担金につきましては、昨年、産業建設委員会の皆様にお伝えしましたとおり、おおつ野地区での実証実験に要する費用となっております。18節負担金補助及び交付金のうち、補助金につきましては、協働のまちづくりファンド事業補助金、まちづくり活性化バスキラちゃんへの運行事業補助金等となっております。27節繰出金につきましては、公共用地先行取得事業特別会計や下水道事業会計への繰出金でございます。都市計画課からの説明につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

○平井都市整備課長 都市整備課です。2目都市設管理費は、土浦駅・荒川沖駅・神立駅の広場・自由通路、うらら広場、モール505などの都市施設の維持管理に要する経費です。主な歳出について、説明させていただきます。12節委託料は、各施設の清掃、エレベーター、エスカレーターの保守点検等の管理委託料でございます。13節使用料及び賃借料の説明欄にございますLED照明器具借上料につきましては、モール505及び荒川沖駅西口広場に設置しておりますLED照明器具のリース料となります。14節工事請負費の説明欄、土浦駅東口エレベーター乗場床張替工事は、東口エレベーターを降りた床フローリング部に、床材の剥がれが生じたため張り替えるものです。荒川沖駅自由通路誘導警告タイル交換工事は、JR改札側と、自由通路側でデザインが異なり、視覚障がい者が通行の際、戸惑いが想定されるため、JR側に併せて、誘導警告タイルの改修を行うものでございます。私からの説明は、以上です。

○櫻井建築指導課長 建築指導課でございます。同じく163ページをお願いいたします。3目建築指導費でございます。1節報酬は、建築確認全般にわたる書類及び台帳等の整理業務を行う会計年度任用職員1名分の報酬と建築審査会を3回開催した場合の建築審査委員の報酬を予定しております。8節旅費は、会計年度任用職員1名分の通勤費と建築行政連絡会議等への出席を予定しております。10節需用費のうち、食糧費は違反建築全国一斉パトロール1回と建設リサイクル法に基づいた解体等の作業を行っているかどうかの現場確認のためのパトロールを2回実施した際の昼食代を予定しております。12節委託料のうち、建築確認窓口全般事務等委託は、建築確認データ入力や窓口での集団規定等に関する応対などの事務等の委託でありま

す。既存建築物の耐震新診断委託は、旧耐震基準の木造住宅に対する耐震診断するための委託であります。また、新規の大規模盛土造成地調査委託は、大地震時等における活動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図るため、平成29年度に大規模盛土造成地変動予測調査を行い183か所が抽出されましたが、更なる調査が必要となった4か所について、今回委託するものであります。13節使用料及び賃借料は、建築行政情報センターの建築行政共用データベースシステム使用料及び指定道路情報公開サイトのサーバー使用料であります。18節負担金補助及び交付金のうち、各種協議会への負担金となります。また、補助金の既存建築物耐震改修費補助金は平成17年から実施している耐震診断を行った建築物で、耐震補強工事を行う場合の補助金となります。住宅等災害復旧資金利子補給金は、東日本大震災により被害を受けた住宅等の復旧資金を金融機関から借入れを行った方の住宅等災害復旧資金利子補給であります。また、ブロック塀等安全対策費補助金は、令和2年度からの事業で、通学路、避難路等の沿道に面する危険ブロック塀撤去の補助金であります。以上が建築指導課分であります。

○平井都市整備課長 都市整備課です。つづきまして、同じページの下段の表から説明いたします。4目土地区画整理費の主な歳出につづきまして、説明させていただきます。12節委託料のインターチェンジ周辺地区事業化検討調査委託料につづきましては、桜土浦インターチェンジ周辺地区での事業化検討を進めるに当たり、これまでの調査結果を基に、候補地の土地利用及び都市施設の現況等を勘案し、施行地区の設定に向けた、調査設計等を行う委託料でございます。18節負担金補助及び交付金のうち、負担金につづきましては、現在、整備を進めております神立駅西口 土地区画整理事業の事業費、事務費などに対する負担金でございます。私からの説明は以上となります。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。御説明いたします。5日常名虫掛線街路事業費でございます。こちらは、西並木地内から虫掛新田地内の都市計画道路で、市道区間につづきましては、令和2年度に暫定形で供用しております。主な節について、御説明いたします。12節委託料は、未整備区間となっております県道小野土浦線区間におきまして、説明欄にありますとおり、用地測量や道路の詳細設計に加え、流末排水路の詳細設計を進めるものでございます。つづきまして、6目田村沖宿線延伸道路整備事業費でございます。こちらは、国道354号のおおつ野団地入口交差点からかすみがうら市へと至る幹線道路で、I期事業区間の国道354号から神立東一丁目

までにつきましては、令和2年3月までに供用しており、今後は、残るⅡ期事業区間について、年次計画により進めていくものでございます。主な節について、御説明いたします。11節役務費は、説明欄にありますとおり、物件補償調査を行うための鑑定料及び買収する土地の単価を設定するための不動産鑑定でございます。16節公有財産購入費は、道路用地を取得するための費用、21節補償補填及び賠償金は、取得する道路用地に存在する支障物件の補償金でございます。つづきまして、7目荒川沖木田余線街路事業費でございます。こちらは、川口二丁目地内、県道土浦港線から国道354号、木田余跨線橋東交差点までの区間を4車線に拡幅整備するものでございます。Ⅰ期事業区間は、湖北二丁目の茨城県流域下水道事務所前交差点から国道354号まで、Ⅱ期事業区間は、川口二丁目地内の県道土浦港線から湖北二丁目の茨城県流域下水道事務所までとなっております。主な節について、御説明いたします。11節役務費は、Ⅱ期事業区間の川口二丁目東側におきまして、物件補償調査を行うための鑑定料及び買収する土地の単価を設定するための不動産鑑定でございます。その下の12節委託料は、説明欄の2項目目にありますとおり、Ⅱ期事業区間における用地測量の委託料でございます。14節工事請負費は、Ⅰ期事業区間における道路改良や舗装工事、交差点改良工事などに要する費用でございます。つづきまして、8目木田余神立線街路事業費でございます。こちらは、都市計画道路中貫白鳥線の神立公園北側の丁字路から神立病院の東側を通り、かすみがうら市へと至る未整備区間を整備するものでございます。主な節について、御説明いたします。11節役務費は、説明欄にありますとおり、物件補償調査を行うための鑑定料でございます。16節公有財産購入費は、道路用地を取得するための費用、21節補償補填及び賠償金は、取得する道路用地に存在する、支障物件の補償金でございます。道路建設課は、以上でございます。

○平井都市整備課長 都市整備課です。9目公園費です。市内の281か所の公園の維持管理に要する経費でございます。主な歳出について、説明させていただきます。12節委託料は、都市公園等の清掃、除草、樹木の伐採・せん定等の管理委託及び乙戸沼水生植物園の花菖蒲の管理、植栽委託の経費でございます。委託料の乙戸沼公園遊具設計委託料は、開園した昭和49年から設置済のモルタル造形遊具が、築47年経過し、劣化に伴い大規模改修を行う必要があるため、令和4年度に、既存遊具の解体を含めた設計の委託料となります。公園台帳整備委託料は、市管理の公園について台帳整備を行

うもので、今年度2公園の台帳整備を行っておりますが、令和4年度は、6公園について、基準点測量、平面図、求積図等の整理を行い、台帳整備を行うものです。公園施設長寿命化計画策定委託料は、市内の公園施設について、老朽化が進み、年々増加する遊具等の破損に対応するとともに、時代に合った公園管理や活用の計画を策定するもので、今年度は、51の都市公園のうち、大規模公園8公園の計画を策定中で、残り43公園の、長寿命化計画を策定するものです。計画策定により、公園施設の修繕、改築、更新を計画的に行えるようにいたします。14節工事請負費説明欄の、公園園路灯LED化改修工事費につきましては、乙戸公園内園路灯39灯についてLED化の整備に要する経費です。公園遊具等補修工事費は、令和2年度の遊具点検時において、D判定となった12遊具の更新等を行うものでございます。次に、10目霞ヶ浦総合公園整備事業費です。主な歳出について説明させていただきます。12節委託料は、霞ヶ浦総合公園内の清掃、除草等の日常管理、草花の植栽業務及びテニスコートの指定管理料でございます。14節工事請負費の説明欄、テニスコート人工芝張替工事につきましては、Cコート2面の人工芝の張替工事分となります。11目都市緑化事業費です。12節委託料につきましては、緑地の清掃、消毒、せん定伐採等委託を実施するものでございます。次に、12目総合運動公園建設費です。12節委託料は、暫定広場の日常管理及び公園用地内の草刈清掃の委託に要する経費でございます。14節工事請負費は、取得済み用地の有効利用を図るため、都市計画道路常名虫掛線沿いの多目的広場の整備に要する経費などです。つづきまして、13目開発費の主な歳出につきまして、説明をさせていただきます。10節需用費のうち、光熱水費、11節役務費のうち、通信運搬費、12節委託料のうち、消防設備等保守点検委託料から遊具点検委託料までは、りんりんポート土浦の管理運営に関する費用となっております。説明欄一番下の、中心市街地まちなか再生コーディネート委託料につきましては、事前委員会におきまして、寺内議員から御意見をいただきました中心市街地の活性化に資する事業でございます。内容につきましては、中心市街地活性化計画の趣・おもてなしゾーンに位置しております中央地区において、都市機能の向上に繋がる周辺環境調査や、当該地区の活性化に繋がる事業について、調査を行うとともに、都市・住居機能が集積するまちなかにおいて、官民連携により、これまでに整備したハード施設を有効活用し、市街地エリアの価値向上に資する取組について、検討を進めるものでございます。

○船沢都市政策部長 ただ今の件に補足させていただきます。中心市街地活性化計画の期間は5年でございまして、残すところ2か年となっております。事業推進に当たりましては、全庁体制で取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

○平井都市整備課長 つづいて、御説明させていただきます。9目公園費です。市内の281か所の公園の維持管理に要する経費でございます。主な歳出について、説明させていただきます。12節委託料は、都市公園等の清掃、除草、樹木の伐採・せん定等の管理委託及び乙戸沼水生植物園の花菖蒲の管理、植栽委託の経費でございます。委託料の乙戸沼公園遊具設計委託料は、開園した昭和49年から設置済のモルタル造形遊具が、築47年経過し、劣化に伴い大規模改修を行う必要があるため、令和4年度に、既存遊具の解体を含めた設計の委託料となります。公園台帳整備委託料は、市管理の公園について台帳整備を行うもので、今年度2公園の台帳整備を行っておりますが、令和4年度は、6公園について、基準点測量、平面図、求積図等の整理を行い、台帳整備を行うものです。公園施設長寿命化計画策定委託料は、市内の公園施設について、老朽化が進み、年々増加する遊具等の破損に対応するとともに、時代に合った公園管理や活用の計画を策定するもので、今年度は、51の都市公園のうち、大規模公園8公園の計画を策定中で、残り43公園の長寿命化計画を策定するものです。計画策定により、公園施設の修繕、改築、更新を計画的に行えるようにいたします。14節工事請負費説明欄の、公園園路灯LED化改修工事費につきましては、乙戸公園内園路灯39灯についてLED化の整備に要する経費です。公園遊具等補修工事費は、令和2年度の遊具点検時において、D判定となった12遊具の更新等を行うものでございます。次に、10目霞ヶ浦総合公園整備事業費です。主な歳出について説明させていただきます。12節委託料は、霞ヶ浦総合公園内の清掃、除草等の日常管理、草花の植栽業務及びテニスコートの指定管理料でございます。14節工事請負費の説明欄、テニスコート人工芝張替工事につきましては、Cコート2面の人工芝の張替工事分となります。11目都市緑化事業費です。12節委託料につきましては、緑地の清掃、消毒、せん定伐採等の委託を実施するものでございます。次に、12目総合運動公園建設費です。12節委託料は、暫定広場の日常管理及び公園用地内の草刈清掃の委託に要する経費でございます。14節工事請負費は、取得済み用地の有効利用を図るため、都市計画道路常名虫掛線沿いの多目的広場の整備に要する経費などで

す。つづきまして、13目開発費の主な歳出につきまして、説明をさせていただきます。10節需用費のうち、光熱水費、11節役務費のうち、通信運搬費、12節委託料のうち、消防設備等保守点検委託料から遊具点検委託料までは、りんりんポート土浦の管理運営に関する費用となっております。説明欄一番下の、中心市街地まちなか再生コーディネート委託料につきましては、事前委員会におきまして、寺内議員から御意見をいただきました中心市街地の活性化に資する事業でございます。内容につきましては、中心市街地活性化計画の趣・おもてなしゾーンに位置しております中央地区において、都市機能の向上に繋がる周辺環境調査や、当該地区の活性化に繋がる事業について、調査を行うとともに、都市・住居機能が集積するまちなかにおいて、官民連携により、これまでに整備したハード施設を有効活用し、市街地エリアの価値向上に資する取組について、検討を進めるものでございます。14節工事請負費でございますが、りんりんポートにつきましては、午前5時30分に駐車場を開閉しておりますが、トイレは建屋内からの出入りに制限されるため、早朝利用のサイクリストの利便性向上に資するため、多目的トイレのみ、駐車場側から出入りが可能となるよう、新たに出入口を新設する工事費の要求でございます。18節負担金補助及び交付金のうち、負担金につきましては、全国市街地再開発協会負担金のほか5件の負担金となっております。補助金につきましては、まちなか定住促進支援事業に関する、三つの補助金等となっております。説明につきましては、以上となります。よろしく願いいたします。

○大貫住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。171ページの下段をお願いいたします。5項住宅費の1目住宅管理費について御説明いたします。こちらにつきましては、市営住宅の管理運営に係る経費でございます。1節報酬につきましては、会計年度任用職員3名分の人件費となっております。2節給料から4節共済費は住宅係職員の人件費でございます。10節、需用費のうち説明欄記載の消耗品費、印刷製本費、光熱水費は経常的な経費となり、例年同様の計上となっております。修繕料につきましては、市営住宅とその付帯設備の修繕に係るものです。11節役務費でございます。説明欄1項目目の手数料は、市営住宅の水質検査、家賃や駐車場料の口座振替手数料等の経費となります。2項目目の保険料につきましては、市営住宅の火災共済保険契約と住宅施設賠償責任保険でございます。12節委託料につきましては、説明欄に記載しておりますが、受水槽・高架水槽清掃委託、草刈・植木せん



定委託，エレベーター保守点検委託など市営住宅の維持管理に関する委託業務が主なものとなります。説明欄下から2項目目の有害物質調査委託料でございますが，関係法令の改定に伴い改修等工事の際の有害物質，具体的にはアスベストの含有調査が義務付けられたため，市営住宅の改修工事等の際に事前調査を実施するものです。つづきまして，13節使用料及び賃借料でございますが，説明欄2項目目の借地料につきましては，一部の市営住宅敷地が借地となっているため，敷地所有者の方への借地料となっております。システム使用料につきましては，市営住宅管理用のシステムの賃貸借料となります。14節工事請負費につきましては，市営住宅及び付帯設備の維持管理のための改修工事となります。説明欄のうち都和テラス住宅外壁塗装改修工事，中高津住宅1号棟給水管改修工事，中高津住宅2号棟屋上防水改修工事につきましては，令和2年3月策定の土浦市公営住宅等長寿命化計画に基づき，年次計画で実施するものです。また，説明欄3項目目の中村住宅鉄骨階段撤去工事でございますが，こちらにつきましては，昨年度実施いたしました市営住宅の定期点検において，外部鉄骨階段の劣化が激しい状態であると判断され，入居者の安全面等から早急な撤去工事が必要なため実施するものです。つづきまして，18節負担金補助及び交付金でございます。説明欄に記載のとおり，負担金は茨城県営繕主務者会議負担金となりまして，補助金につきましては，平成26年度から実施しております，住宅リフォーム助成事業に係る補助金で，前年度と同額の計上となっております。説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。11款災害復旧費，1項産業関係災害復旧費の1目農業施設災害復旧費については，継続事業であります。平成30年度台風24号及び令和元年台風15号，19号による農業施設等の復旧に要する災害復旧対策事業で，18節負担金補助及び交付金の補助金の農協系統農業災害資金利子補給金につきましては，農協の災害復旧の融資を受けて農業用施設等の復旧をする農業者に対して，負担軽減のために0.5パーセントの利子を県と市で折半し，利子助成を行うものです。農林水産課は，以上です。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。第3表債務負担行為のうち，2行目から4行目につきましては，先ほど御説明いたしましたとおり，都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の見直しと新たに歴史的風致維持向上計画の策定を行うものとなっておりますが，これらの計画につきましては，いずれも2か年での計画策定を予定しておりますことから，それぞれ令

和5年度を期間といたします債務負担行為の設定をお願いするものでございます。都市計画課からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○平井都市整備課長 都市整備課です。つづいて、風車周辺花壇設置及び管理委託料につきましては、当委託業務は、霞ヶ浦総合公園の風車周辺に、四季折々の草花を咲かせるなど、年間を通して委託する業務であることから、受託者に準備期間を与え、4月の年度当初からスムーズに着手可能にするため、債務負担行為の設定の承認をお願いするものです。説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

○平石委員長 ありがとうございます。ここで休憩をはさみます。

(午前11時20分休憩)

(午前11時25分再開)

○平石委員長 再開します。ただ今説明のあった件について、委員の皆様、御質問等ございますか。

○寺内委員 住宅営繕課長、市営住宅に長くいる人は、老朽化を我慢して使っているんだよね。業者さんも、人が住んでいるところに入って直すってわけにはいかないだろうから、うまく直してやれるように、部屋が空いたときにリフォームしてやらないとかわいそうだから。家賃を払ってもらっているんだから、権利と義務として考えてほしい。

○大貫住宅営繕課長 住宅営繕課でございます。ありがとうございます。おっしゃるとおり外壁だけでなく、給排水のほうも老朽化しているところがございますので、先ほどの長寿命化計画の中でも、1団地の給水管工事は、入居者の方の御協力をいただきながら進めて、もうすぐ竣工いたします。そのほか、委員のおっしゃるとおり次の方が入るときには、担当職員のほうで職員が立ち会い、確認をすることで、内装等必要な修繕をして、きれいな状態でお貸しするように、予算も頂いておりますので、そのような形で進めさせていただきたいと思っております。

○柏村副委員長 二つあります。一つは153ページの地積。土地の活用状況を記録した土地宝典というのがあります。その中で地積活用が不当に使用されていないかというのが一つ、もう一つは、165ページの常名虫掛線の付帯工事で、一部地権者との交渉はどのくらい進んでいるのでしょうか。

○浅岡道路管理課長 柏村副委員長のおっしゃる地積が不当に使われていないかについては、地積図自体は、法務局に備え付けられてあり、それに関しては、誰でも閲覧、コピーをできるようになっております。数値法により

災害が起きたときのための数値化や、公租公課という公平性も保つということで、調査を行っておりますので不正のほうは、ないということで私のほうは思っております。

○草間道路建設課長 4項都市計画費の5目常名虫掛線街路事業費のうちの工事請負費、付帯工事費でございますが、常名虫掛線の道路工事の付帯工事でございますが。

○柏村副委員長 総合運動公園の中に同意していない地権者がいて、安藤市長が就任してすぐ御挨拶してきたなんていうのがありましたね。

○草間道路建設課長 おっしゃるとおりでございます。道路予定の線上に未買収者の土地がありましたので、先ほど御説明しました暫定形で供用を開始したというのは、そういう意味でございます。曲げてS字カーブのように、その土地を回避するように供用開始をしたものです。

○柏村副委員長 地権者との交渉はどのくらい進んでいるのか。

○草間道路建設課長 道路建設課としましては、もう協力はしてもらえないだろうということで供用を開始したものでございます。

○柏村副委員長 分かりました。

○平石委員長 ほかに、ございますか。

○勝田委員 156、157ページで、道路維持費と道路新設改良費について、多くの要望の中で判断されていると思うのですが、実際にあがっている要望に対して、この予算でスムーズにこなされているのか、あるいは要望の割に実際の予算では実現に時間が掛かっているのか、伺います。また、かつての予算と今の予算の増減をざっくり教えていただけますか。

○浅岡道路管理課長 今の御質問は、予算の推移と要望を予算の中でこなしているのかということですが、道路の一般補修工事費は、今年度、156ページですけれども、昨年と比べると横ばいとなっております。実際、電話等で要望、苦情のほうは年間1,000件ほどありまして、令和2年度ベースでは、業者委託したものが255件を実施しております。その他の足りない分は、市の職員でやってみたり、道路補修事務所などで実施しています。勝田委員のおっしゃるとおり、緊急性のあるものは、直ちに修繕します。その中でも要望に応えられないものもありますので、今後につきましては、なるべく多く予算を確保できるように努めてまいりますので、よろしく願います。

○草間道路建設課長 つづきまして、3目道路新設改良費につきまして、1

0年くらい前は12億円程度の予算がございましたが、徐々に削減されており、最近では、大体6億から7億円というところで横ばいというところがございます。生活道路の改良工事に関する要望の推移でございますが、こちらでも減少傾向となりますので、最近では、過去にあった要望の優先順位の高いものから、少しずつ事業化して対応している状況でございます。

○**勝田委員** ありがとうございます。部長、両課長ともに予算獲得のためにがんばっていただいていると思いますが、市全体の中で道路というのは基本ですので、予算を多く確保できますようお願いいたします。もう一つは162ページの千代田神立ラインの件で、おおつ野地区の公共交通の形が大きく変わるチャンスであると思います。M a a Sのほうはこれから練っていかれると思いますが、特に千代田神立ラインの利用に関しまして、土浦の市民が協同病院に行ったり、おおつ野地区の方が神立駅のほうに行かれていますのは、住民の方から伺っているのですが、そもそもおおつ野の中を入ってくるルートが最短なのですが、おおつ野の住民としては、道路に沿って回っていただいたほうが、おおつ野の市民の家からバス停までが近くなるとの声を聴いております。しかしながら、かすみがうら市が主体ということで、ルートや時刻表に関して、土浦側でアンケートをとって擦り合わせをするようなことには、なっていないのではないかと思います。うちの税金も使っているわけですから、市民の方に使いやすい時間帯やルートを聴いていただいたりする考えはありますか。

○**飯泉都市計画課長** おおつ野の話と、千代田神立ラインについて、来年度から5か年の公共交通計画を策定しているところでございます。その中で、おおつ野地区に関しては、公共交通を導入していく地区の一つに位置付けております。そういった中で、M a a Sの実験を行う予定もしています。千代田神立ラインに関しましては、かすみがうら市が実施主体でありますけれども、神立駅の東口、西口も走っております。東口に関しましては協同病院も通りますので、土浦市民の方にも利用いただいております。土浦市も負担割合に応じて負担金を出しておりますので、利用者の声を含めて沢山利用していただきたく、そういった機会を新年度設けられればと思います。利用促進につながる声、地元の声を確認して、改善できればと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○**内田委員** 二つ質問します。一つは、都和団地のテラスハウスの塗装6,000万くらいかな。これは何個あって、そのうち何個分なのか教えて下さ

い。

○大貫住宅営繕課長 全体で31棟のうち、令和4年度に予定しているのが12棟でございます。令和5年度、令和6年度で約3分の1ずつで進めてまいります。

○内田委員 約2億かかるということだな。分かりました。次に、156ページの原材料費に入っている話だと思うのですが、海老原一郎議員が今回、代表質問の中にあつた雪害。雪で凍ってしまったときの話ですが、私ごとですと、毎年雪かきをしているのですが、一市民として道路は、私財産ではなく、市の財産だと思うので、それを掃除してやってるような表現になると思うのです。塩カルをまくという作業があるのですが、これを全市的に希望があれば持っていけるようね、届けてくれるような雪対策をとられてはどうかと。そうしておけば、被害の電話も少なくなると思うんだ。例えば坂の上の途中で家が幾つかあれば、上から塩カルをまいてしまえば済むんじゃないかと思う。例えば一市民が道路事務所に行けば塩カルをもらえるものなのか、こういうことを事前に市民に知らしめてはどうかと思うのですが、どうでしょうか。

○浅岡道路管理課長 ただ今、おっしゃられたように、今年1月に降雪がありまして、現在、市のほうでは幹線道路を中心に33か所、業者のほうに委託しております。その他、生活道路につきましては、地元の区長さんに協力をいただいている現状でございます。内田委員のおっしゃるとおり、田中にある道路補修事務所在庫を確保しており、地元の区長さんを通して、配布を行っております。現在は、個人というよりは、地元で協力をお願いしている形です。全市的に知らしめるということにつきましては、検討材料とさせていただきます。

○内田委員 市民活動課と連携をして、受け身ではなく事前に配布するような積極的なやりかたをすれば、地元で処理できるのだから、市民からの苦情も少なくなるんですよ。そういう観点で言っています。今までそういうことを考えたことは、ないでしょうから、積極的にお願いしたい。

○柳澤委員 私も、若いときに13年ばかり区長をやっていたことがあるんですよ。融雪剤について、そういう話も、ちょっとあつたと思う。道路管理課も、市民活動課と連携するのはそんなに難しい話ではないと思う。地元の人はどこが危険かを把握しているんだから、横断的に協議すれば、役所の余分な仕事も減る。全市的に、改めて区長連絡会でやってほしい。

○浅岡道路管理課長 事前に配布することで市職員の労務の軽減にもつながりますことから、新年度、検討させていただいて進めてまいりたいと考えております。

○平石委員長 それでは、分科会としての賛否を確認いたします。この予算について賛成とする方は、挙手を願います。

(全員挙手)

○平石委員長 全員賛成でございます。暫時休憩します。

(午前10時56分休憩)

(午後1時30分再開)

○平石委員長 再開します。つづいて、追加議案の令和3年度補正予算関係の審査を行います。サイドブックスの画面左上から事前配布資料へお戻りいただき、下のほうの「議案第27号から第32号」をお開きください。それでは、議案第27号令和3年度土浦市一般会計補正予算(第16回)について、分科会としての審査となります。順次説明願います。

○羽成農業委員会事務局長 農業委員会です。資料は、追加議案書の31ページをお願いします。一番下の段で、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費で、補正予算額30万2,000円は、農業委員会で毎年行います農地の利用状況調査の作業効率を図るため、タブレットを導入する経費をお願いするものです。タブレット5台の購入費及び通信費、システム使用料となります。説明は、以上です。

○黒須農林水産課長 同じく3目農業振興費、10節需用費の説明欄にございます消耗品費及び役務費の通信運搬費は、土浦市ふるさと学生応援事業費の確定により、減額補正を行うものです。19節の農業次世代人材投資資金及び機構集積協力金は、事業費の確定により、減額補正をお願いするものです。4目水田農業構造改革対策費、18節負担金補助及び交付金の経営所得安定対策推進事業費補助金は、県からの配分額の確定による減額補正をお願いするものです。5目農業近代対策費の優良種苗導入資金貸付金は、今年度は、貸付金の申込みがなかったことから、減額補正をお願いするものです。つづいて、8目農地費の交付金は、多面的機能支払交付金事業として、農業農村の有する多面的機能の維持や発揮を図るための地域活動組織に対して、要項に基づき活動支援金を交付するもので、交付金の確定により、減額補正をお願いするものです。説明は、以上です。

○羽成商工観光課長 追加議案書33ページをお願いします。6款商工費に

ついて説明いたします。2目商工業振興費は、プレミアム付き商品券発行事業の財源更正となっています。新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金における追加交付分についての予算化と、ふるさと学生応援事業、地域公共交通関連事業者運行継続緊急支援事業の減額分の再配分によるものです。5目観光費は、観光施設等感染症対策事業に係るものですが、各種イベント用の感染症対策消耗品として購入を予定していましたが、マスクや消毒液、体温計などにつきまして、各種イベントの中止などから購入が不要となりましたことから、全額を減額補正するものです。

○**浅岡道路管理課長** 道路管理課でございます。同じく33ページをお願いいたします。7款土木費、1項土木管理費、2目地籍調査費につきましては、歳出額の補正はございませんが、県からの負担金の減額確定により、事業費の不足分につきまして、一般財源を充当する財源更正でございます。つづきまして、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費の12節、委託料につきましては、道路台帳加除補正委託料で、繰越し等に伴います作業路線数の減少などによる減額補正でございます。同じく18節、負担金補助及び交付金につきましては、現在、県が進めております東真鍋町地区の急傾斜対策工事でございます。県の事業費が減額して確定したことに伴います負担金の減額補正でございます。つづきまして、2目道路維持費の12節委託料につきましては、橋梁の定期点検委託料でございます。JRに委託した橋梁等の点検におきまして、当初契約から大幅な減額となったことによる減額補正でございます。同じく14節工事請負費につきましては、舗装打換工事でございます。国の交付金が減額となりましたことから、その補助対象事業費相当額を減額補正するものでございます。道路管理課は、以上でございます。

○**草間道路建設課長** 道路建設課でございます。同じく33ページでございます。3目道路新設改良費の12節委託料につきましては、神立駅東歩行者専用道路整備委託料でございます。JRに委託したフェンス設置工事におきまして、当初契約から大幅な減額となったことによる減額補正でございます。道路建設課は、以上でございます。

○**飯泉都市計画課長** 都市計画課でございます。34ページをお願いいたします。4項都市計画費の1目都市計画総務費につきまして、説明をさせていただきます。12節委託料について、でございますが、都市計画原図修正委託料ほか2件につきましては、いずれも入札差額分につきまして、減額を行うものでございます。18節負担金補助及び交付金のうち、負担金につつま

しては、複数の市町村をまたぐ民間路線バスに対しまして、国・県・沿線市町村による協調補助を行っているところですが、今年度の本市の負担額が確定したことに伴います増となっております。同じく、18節負担金補助及び交付金のうち、補助金につきましては、本市とかすみがうら市、行方市を結ぶ霞ヶ浦広域バスにつきまして、本市の負担額が確定したことに伴います増となっております。協働のまちづくりファンド事業につきましては、活用の相談はございましたものの、事業化には至らなかったことから、減額の補正を行うものでございます。24節積立金につきましては、協働のまちづくり基金の預金利息額確定に伴います増となっております。都市計画課からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○**草間道路建設課長** 道路建設課でございます。同じく34ページでございます。5目常名虫掛線街路事業費の12節委託料の3,548万円及び14節工事請負費の260万円でございます。今年度の事業といたしまして、未整備区間の県道部分の延長565メートルの道路詳細設計や用地測量のほか、流末排水路の修正設計、路線測量などの予算を頂いており、茨城県が進める圃場整備事業の進捗にあわせて進めていく予定でございました。しかしながら、県道の移管手続が遅延していることや、圃場整備事業において一部地権者の同意が得られず、事業が進んでいない状況であることなどから、今年度の予算につきましては、減額補正するものでございます。なお、県道の移管手続につきましては、新年度におきまして、茨城県と覚書の締結を見込んでおりますことから、今回減額補正する予算につきましては、新年度予算として同額を計上しております。道路建設課は、以上でございます。

○**平井都市整備課長** 都市整備課です。7款土木費、4項都市計画費、13目開発費、18節負担金補助及び交付金のまちなか住宅転用補助金につきましては、今年度の実績等に基づき、減額補正をお願いするものでございます。説明は、以上です。

○**羽成農業委員会事務局長** 第2表繰越明許費の5款農林水産業費、1項農業費の情報収集等業務効率化支援事業は、予算成立が年度末のことから年度内の事業実施が困難であることから、歳出予算を同額の繰越明許をお願いするものです。説明は、以上です。

○**黒須農林水産課長** 農林水産課でございます。同じく5款1項農業費の一般地帯土地改良事業でございますが、木田余地区農道整備について、仮設道路造成のための借地及び道路線形について、地主からの合意を得るために、



不測の日数を要したことから、工事着手が遅れ、年度内完成が困難になったため、繰越しさせて頂くものです。私からは、以上です。

○羽成商工観光課長 6款商工費の1項商工費の繰越明許につきましては、土浦市レストハウス水郷施設改修事業ということで、機能低下が著しい施設のトイレを衛生的に改修する工事ですが、トイレ製品高騰などの理由で入札が不調となり、本年度中の工事实施が困難となりましたことから、繰越しをお願いするものです。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。同じく資料の7ページ、繰越明許費でございます。7款土木費の2項道路橋梁費につきましては、橋梁定期点検事業から道路新設改良事業までの4事業でございます。いずれも、年度内の完了が困難となりましたことから、繰越しをお願いするものでございます。道路建設課は、以上でございます。

○滝田下水道課長 下水道課でございます。同じく、7ページの下段、3項の河川費は、排水路維持管理事業につきまして、工事实施に伴う地元との調整に時間を要したことから、繰越しをお願いするものでございます。下水道課は、以上でございます。

○平井都市整備課長 都市整備課です。表の1段目の都市施設管理事業は、土浦駅東西口のエレベーター改修工事につきまして、国費の追加配分に伴い、工事の前倒しが可能となったことから、新法対応エレベーターに更新を行うため、昨年6月議会にて、改修工事費の増額補正をお願いしたのですが、エレベーターのかご本体がオーダー品のため、納期に期間を要しており、各種調整に不測の日数を要したことから、工事請負費の繰越しをお願いするものです。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。同じく資料の8ページ2行目の荒川沖木田余線（Ⅰ期）整備事業から木田余神立線街路事業（Ⅱ期）までの3事業でございます。いずれも、年度内の完了が困難となりましたことから、繰越しをお願いするものでございます。道路建設課は、以上でございます。

○平井都市整備課長 都市整備課です。表の5段目、土浦港周辺広域交流拠点民間事業者誘導事業につきましては、りんりんポートに隣接する市有地に、民間活力を導入した土地活用を図るため、公募に向けた準備を進めており、今年度も、新型コロナの感染状況等を踏まえて、参入意向を示した民間事業者を対象に、事業提案等について、ヒアリングを行っておりますが、新型コ

ロナの影響等により、民間事業者との協議等が中断したことにより、令和3年度の業務完了が困難なことから、委託料の繰越しをお願いするものです。以上でございます。

○岡田建設部長 公営住宅管理事業で実施しております神立住宅1号棟屋上防水・外壁塗装改修事業につきましては、土浦市公営住宅等長寿命化計画に基づき年次的に実施している工事となります。当初10月に一般競争入札を実施いたしましたが、落札業者が契約における審査で失格となり契約ができなかったため、再度の入札となりました。入札手続等に2か月を要し、工事開始が遅れることから年度内の完了が困難なため、繰越しをさせていただくものです。説明は以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。この件について、御意見、御質問はありますか。

（「なし」との声あり）

○平石委員長 では、お諮りします。分科会としての賛否を確認いたします。この補正予算案について、賛成される方は挙手願います。

（全員挙手）

○平石委員長 全員賛成と認めます。この補正予算の分科会長報告書については、よろしいでしょうか。

（「委員長一任で」との声あり）

○平石委員長 お疲れさまでございました。以上で産業建設分科会を閉会します。